

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名： 土地・建設産業局

権限付与及びそれによる事業の概要	監理技術者資格者証の交付		
根拠となる法令・条項	建設業法第27条の19第1項	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	建設業法第27条の19第3項に該当しないこと	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人 建設業技術者センター	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>指定の要件は、一般社団法人又は一般財団法人であって指定交付機関の指定を取り消された日から起算して二年を経過しない者でないことを要件としており、これは、公正中立な機関が監理技術者資格者証の交付を行う必要があるという観点から、妥当である。なお、指定資格者証交付機関は交付等事務規定を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない、交付等事務規定が資格者証の交付事務の適正かつ確実な実施に支障をきたさないことをもって適切性を担保している。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>複数の法人で実施した場合、監理技術者資格者証の審査が複数機関で行われることになり、資格者証の質の確保・統一が困難になるとともに、資格者証の記載内容変更が適切に反映されないことや資格者証に係る情報が漏洩することへの懸念が生じることが予想されるため、権限付与法人が一つであることが適当である。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>複数の法人で実施した場合、監理技術者資格者証の審査が複数機関で行われることになり、資格者証の質の確保・統一が困難になるとともに、資格者証の記載内容変更が適切に反映されないことや資格者証に係る情報が漏洩することへの懸念が生じることが予想されるため、権限付与法人が一つであることが適当である。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>複数の法人で実施した場合、監理技術者資格者証の審査が複数機関で行われることになり、資格者証の質の確保・統一が困難になるとともに、資格者証の記載内容変更が適切に反映されないことや資格者証に係る情報が漏洩することへの懸念が生じることが予想されるため、権限付与法人が一つであることが適当である。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、一般財団法人建設業技術者センターにおいて、監理技術者資格者証の交付事務が適正かつ確実に実施されているか監督する。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名: 土地・建設産業局

権限付与及びそれによる事業の概要	宅地建物取引主任者資格試験の実施		
根拠となる法令・条項	宅地建物取引業法第16条の2	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	宅地建物取引業法第16条の3に規定する指定の基準を満たしていること。	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人 不動産適正取引推進機構	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>指定の基準は、試験事務の実施計画が適切であること、必要な経理的及び技術的な基礎を有すること、試験事務以外の業務を行っている場合にはその業務を行うことによって試験事務が不公正になる恐れがないこととなっており、試験事務の安定性及び信頼性を維持する観点から妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>試験は適正かつ確実に実施されなければならないが、複数の法人で実施した場合、試験のレベルの統一が困難であり、試験間の不平等が起こる可能性があるとの理由により、指定試験機関(権限付与法人)は一つであることが適当である。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>宅地建物取引主任者資格試験の合格者は宅地建物取引業法で定める宅地建物取引業者がその事務所等に置かなければならない専任の取引主任者となることから、非常に重要な役割を担っている。よって、試験が適正かつ確実に実施され、かつ、その均一性・公平性を保つ必要があることから、指定試験機関(権限付与法人)は一つであることが適当である。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>指定試験機関(権限付与法人)を複数指定する場合、複数の試験が開催されることとなり、試験のレベルの統一が困難であり、試験間の不平等が生ずる恐れがある。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、一般財団法人不動産適正取引推進機構において、試験事務が適正かつ確実に実施され、かつ、その均一性・公平性が保たれているか監督する。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名: 土地・建設産業局

権限付与及びそれによる事業の概要	管理業務主任者試験の実施		
根拠となる法令・条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第58条第1項	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第58条第3項において準用する同法第11条第3項及び第4項	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般社団法人 マンション管理業協会 (旧名称: (社)高層住宅管理業協会)	法律上複数指定の可否	否
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>指定の基準は、試験事務の実施計画が適切であること、必要な経理的及び技術的な基礎を有すること、試験事務以外の業務を行っている場合にはその業務を行うことによって試験事務が不公正になる恐れがないこととなっており、試験事務の安定性及び信頼性を維持する観点から妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>試験は適性かつ確実に実施されなければならないが、複数の法人で実施した場合、試験のレベルの統一が困難であり、試験間の不平等が起こる可能性があるとの理由により、指定試験機関(権限付与法人)は資格ごとに一つであることが適当である。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>管理業務主任者試験はマンション管理業に関する実用的な知識を有するかどうかを判定することを目的としており、本試験の合格者はマンションの管理の適正化の推進に関する法律で定められる管理業務主任者の資格を満たす者として取り扱われることから、非常に重要な役割を担っている。よって、試験が適性かつ確実に実施され、かつ、その均一性・公平性を保つ必要があることから、指定試験機関(権限付与法人)は資格ごとに一つであることが適当である。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>指定試験機関(権限付与法人)を複数指定する場合、複数の試験が開催されることとなるため、試験のレベルの統一が困難であり、試験間の不平等が生ずる恐れがある。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	引き続き、一般社団法人マンション管理業協会において、試験事務が適正かつ確実に実施され、かつ、その均一性・公平性が保たれているか監督する。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名: 土地・建設産業局

権限付与及びそれによる事業の概要	マンション管理業者の業務の改善向上を図るための社員に対する指導、苦情の解決、研修、調査研究等		
根拠となる法令・条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第95条第1項	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第95条第1項に規定する要件に適合すること	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般社団法人 マンション管理業協会 (旧名称: (社)高層住宅管理業協会)	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>一般社団法人であって、一定の要件に適合する者であれば、その申請により指定することができることが法律において明示されており、また、定める要件については、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>マンション管理業者の団体としての指定を希望すれば、必要な審査を行った上で指定できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>基準を満たす者であれば指定が受けられる旨、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の基準を国土交通省ホームページで公開している。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な指定申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。但し、高い専門性の要求される事業でありながら利益を出し難い事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	引き続き、基準を満たす者であれば指定が受けられる旨、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の基準を国土交通省ホームページにより周知していくこととする。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名:都 市 局

権限付与及びそれによる事業の概要	民間都市開発事業への参加、資金の融通、基礎的調査に対する助成、資金の斡旋、調査研究、公共施設整備費用への無利子貸付、民間都市開発事業の見込地の取得及び譲渡等		
根拠となる法令・条項	<ul style="list-style-type: none"> ・民間都市開発の推進に関する特別措置法 第3条第1項、第4条第1項、附則第14条第1項から第3項まで ・都市再生特別措置法第29条第1項、第71条第1項、第78条第1項、第122条第1項 ・広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第15条第1項 	権限付与の形態	指定、承認
権限付与の要件	民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条第1項各号に掲げる業務等を適正かつ確実に行うことができると認められること	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人 民間都市開発推進機構	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>一般財団法人であって、法律に定める業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものであれば、その申請により指定することができることが法律において明示されており、当該要件は制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>民間都市開発推進機構としての指定を希望すれば、必要な審査を行った上で指定できる仕組みとなっており、権限付与法人が一つである必要はない。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>国土交通省のホームページ上で、基準を満たす者であれば誰でも指定が受けられる旨を周知するとともに、連絡先を掲載し、適宜問い合わせに対応できる体制としているところ。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。ただし、高い専門性の要求される事業でありながら利益を出し難い事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	引き続き、基準を満たす者であれば誰でも指定が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した申請手続の案内をホームページにより周知していくこととする。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名： 水管理・国土保全局

権限付与及びそれによる事業の概要	ダム等の維持、操作その他の管理を適正に行うことを目的とした「管理主任技術者」のダム管理に必要な知識及び技能を確認するための試験について、申請に基づき、省令で定める要件を満たすものを「登録試験」として登録し、当該試験の実施に関する事務を実施		
根拠となる法令・条項	河川法施行規則第27条の5	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	<p>1. 河川法施行規則第27条の5に基づき、次の①～③をいずれも満たすこと。</p> <p>①河川法施行規則第27条の7第1号の表の上欄に掲げる科目について学科試験及び実技試験が行われること。</p> <p>②実技試験は、ダム管理用制御処理設備のシミュレータを用いて行われること。</p> <p>③一定の経験・学位・専門知識等を有する者(資格等要件あり)5名以上によって構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われること。</p> <p>2. 同規則第27条の5第1項第4号(欠格条項)に該当しないこと。</p>	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人 水源地環境センター (旧名称：(財)ダム水源地環境整備センター)	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>法人類型の如何を問わず、また、個人も含め、一定の要件に適合する者であれば、行政裁量の余地無く登録されることが法令等において外形的に明示されており、登録要件も必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>試験の登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっていることから、登録試験の実施主体が1つである必要は無い。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>登録要件を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内をホームページで周知している。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による申請が省令で定める要件を満たすものであれば、登録試験として登録することは可能であり、他の主体による試験の実施は可能。但し、ダム管理という非常に限定的かつ専門性が高い分野に係る事業であり、申請が見込まれる者が限られていること、また、例年、受験者数が少数で、今後も大幅な増加が見込まれないことから、参入のメリットが少なく、他に当該試験業務を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	引き続き、登録要件を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内をホームページにより周知していくこととする。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名:住宅局

権限付与及びそれによる事業の概要	マンション管理士試験の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第11条第1項	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第11条第3項及び第4項に規定する要件に適合すること	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	公益財団法人 マンション管理センター	法律上複数指定の可否	否
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>指定の基準は、試験事務の実施計画が適切であること、必要な経理的及び技術的な基礎を有すること、試験事務以外の業務を行っている場合にはその業務を行うことによって試験事務が不公正になるおそれがないこと等となっており、試験事務の安定性及び信頼性を維持する観点から妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>試験は適性かつ確実に実施されなければならないが、複数の法人で実施した場合、試験のレベルの統一が困難であり、試験間の不平等が起こる可能性があるとの理由により、指定試験機関(権限付与法人)は資格ごとに一つであることが適当である。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>マンション管理士試験は管理組合の運営その他マンションの管理に関する専門的知識を有するかどうかを判定することを目的としており、本試験の合格者はマンションの管理の適正化の推進に関する法律で定められているマンション管理士の資格を満たす者として取り扱われることから、非常に重要な役割を担っている。よって、試験が適性かつ確実に実施され、かつ、その均一性・公平性を保つ必要があることから、指定試験機関(権限付与法人)は資格ごとに一つであることが適当である。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>指定試験機関(権限付与法人)を複数指定する場合、複数の試験が開催されることとなるため、試験レベルの統一が困難であり、試験間の不平等が生じる恐れがある。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	当該事務・事業について、法令等に基づき試験事務が適正かつ確実に実施され、かつ、その均一性・公平性が保たれているか引き続き監督をする。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名:住宅局

権限付与及びそれによる事業の概要	マンション管理士登録の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第36条第1項	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第38条において準用する同法第11条第3項及び第4項に規定する要件に適合すること	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	公益財団法人 マンション管理センター	法律上複数指定の可否	否
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>指定の基準は、登録事務の実施計画が適切であること、必要な経理的及び技術的な基礎を有すること、登録事務以外の業務を行っている場合にはその業務を行うことによって登録事務が不公正になるおそれがないこと等となっており、登録事務の安定性及び信頼性を維持する観点から妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>指定登録機関を一つとしているのは、取り扱う情報の重複の排除や漏洩・拡散の防止等の観点から統一的な情報の管理や提供等が必要なため。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>マンション管理士登録事務を一元的に適切かつ確実に実施することが必要であるため、指定による単一法人での実施が必要である。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>マンション管理士登録事務を実施する機関を複数指定した場合、マンション管理士登録名簿が複数存在することになり、全体の把握が困難になる恐れが生じる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	マンション管理士登録の実施に関する事務について、法令等に基づき適正かつ確実に実施されるよう、引き続き、適切に監督を行っていく。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名:住宅局

権限付与及びそれによる事業の概要	マンション管理士の講習に関する事務		
根拠となる法令・条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第41条	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第41条の4第1項に規定する基準を満たしていること	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	公益財団法人 マンション管理センター	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>一定の要件に適合する者であれば、その申請により登録することができることが法律において明示されており、また定める要件については、制度の安定性及び信頼性を損なわない限り、最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>登録講習機関として登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>他の主体による適正な登録申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な登録申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。但し、高い専門性の要求される事業でありながら利益を出し難い事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	登録要件を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内をホームページにより周知していくこととする。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名:住宅局

権限付与及びそれによる事業の概要	マンションの管理の適正化に関する情報の提供、技術支援、講習、指導助言、調査研究、広報活動等		
根拠となる法令・条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第91条	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第91条の規定する要件に適合すること	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	公益財団法人 マンション管理センター	法律上複数指定の可否	不可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>一般財団法人であって、一定の要件に適合する者であれば、その申請により指定することができることが法律において明示されており、また定める要件については、制度の安定性及び信頼性を損なわない限り、最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>マンション管理の適正化という全国普遍的な政策テーマに関して、地域横断的に普及啓発を行う団体であるため全国に一を限って指定し実施させるのが効率的である。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>マンション管理の適正化という全国普遍的な政策テーマに関して、地域横断的に普及啓発を行う団体として全国に一を限って指定し実施させるのが効率的であることから権限付与対象法人の拡大を行うことは困難である。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による実施の可能性については、現在マンション管理適正化推進センターとして指定されている当該法人の指定の効力が失われた場合、又は、国土交通大臣から指定の取消しが命じられた場合には、国土交通大臣は、他の主体の申請により、全国に一を限って、マンション管理適正化推進センターとして指定することとなる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	当該事務・事業について、法令等に基づき適正かつ確実に実施されるよう、引き続き適切に監督を行っていく。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名:住宅局建築指導課

権限付与及びそれによる事業の概要	一級建築士試験の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	建築士法第15条の2	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・他に中央指定試験機関の指定を受けた者がいないこと ・一級建築士試験事務の実施に関する計画が一級建築士試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること ・上記の実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること ・一級建築士試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって一級建築士試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること ・建築士法第10条の5第2項の各号に該当しないこと。 	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	公益財団法人建築技術教育普及センター	法律上複数指定の可否	否
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>指定の基準は、一級建築士試験事務の実実施計画が適切であること、必要な経理的及び技術的な基礎を有すること、一級建築士試験事務以外の業務を行っている場合にはその業務を行うことによって一級建築士試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと等となっており、一級建築士試験事務の安定性及び信頼性を維持する観点から妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>試験は適正かつ確実に実施されなければならない、複数の法人で実施した場合、試験のレベルの統一が困難であり、試験間の不平等が起こる可能性があるとの理由から、指定試験機関は1つであることが妥当である。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>一級建築士試験事務を一元的に適正かつ確実に実施し、かつその均一性・公平性を保つ必要があることから、指定による単一法人での実施が必要である。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>指定試験機関を複数指定する場合、複数の試験が実施されることとなり、試験のレベルの統一が困難であることから、試験間の不平等が生ずる恐れがある。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	一級建築士試験事務について、法令等に基づき適正かつ確実に実施されるよう、引き続き、適切に監督を行っていく。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名:住宅局建築指導課

権限付与及びそれによる事業の概要	建築設備士の登録学科試験又は登録設計製図試験実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	建築士法施行規則第17条の19	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	・建築士法施行規則第17条の20各号に該当しないこと ・建築士法施行規則第17条の21に規定する要件のすべてに適合していること	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	公益財団法人建築技術教育普及センター	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが法令において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内をホームページで周知している。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な申請があれば、複数の主体による実施の可能性も有り得る。但し、市場規模が小さい事業であること及び既に参入している業者においても利益を出し難い事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内をホームページにより周知していくこととする。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名:住宅局建築指導課

権限付与及びそれによる事業の概要	構造設計一級建築士講習及び設備設計一級建築士講習の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	建築士法第10条の22	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	・建築士法第10条の23各号に該当しないこと ・建築士法第10条の24に規定する基準のすべてに適合していること	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	公益財団法人建築技術教育普及センター	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが法令において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内をホームページで周知している。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な申請があれば、複数の主体による実施の可能性も有り得る。但し、市場規模が小さい事業であること及び既に参入している業者においても利益を出し難い事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	引き続き、基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内をホームページにより周知していくこととする。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名：自動車局

権限付与及びそれによる事業の概要	自動車整備士の資格付与に係る自動車整備士技能登録試験の実施に関する業務		
根拠となる法令・条項	自動車整備士技能検定規則第6条第6項	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	<p>○定められた施設及び設備を用いて試験を行うものであること。</p> <p>○定められた条件に適合する者で構成される合議制の機関により試験問題の作成を行うものであること。</p> <p>○定められた条件に適合する者により口述試験及び実技試験の採点を行うものであること。</p> <p>○登録の申請をした者が、次のいずれかに該当しないこと。</p> <p>①法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなかった日から2年を経過しない者</p> <p>②登録試験実施機関の登録取り消しから2年を経過しない者</p> <p>③法人であって、登録試験事務を行う役員のうち①及び②のいずれかに該当する者があるもの</p>	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般社団法人日本自動車整備振興会連合会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地がなく登録されることが省令において明示されており、その要件は必要最小限なものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>登録試験実施機関として登録を希望すれば、必要な審査を行った上で登録することができる制度となっており、権限付与法人が一つである必要はない。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>国土交通省のホームページ上で登録試験機関の要件を周知するとともに連絡先を掲載し、適宜問い合わせに対応できる体制としているところ。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>試験が適正かつ確実に実施され、その均一性・公平性・公正性を確保できるものであれば、他の主体による試験事務の実施の可能性もあり得る。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	国土交通省のホームページにおいて他の法人等も登録申請が可能であることを周知するとともに、問い合わせに対応できる体制を維持する。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名: 海事局

権限付与及びそれによる事業の概要	船員雇用促進等事業(船員職業紹介、船員労務供給、その他船員の就職の奨励に関する事業及び技能訓練事業、並びにその他船員の雇用の促進・安定のために必要な事業)		
根拠となる法令・条項	船員の雇用の促進に関する特別措置法第7条	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	船員の雇用に関する特別措置法第7条に規定する指定の基準を満たしていること。	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	公益財団法人 日本船員雇用促進センター (旧名称: (財)日本船員福利雇用促進センター)	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>指定の要件は、法律において、非営利かつ公平中立であり、当該事業を適正・確実に実施することができる者であれば指定を受けることが明示されていることから、権限の付与の要件は妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>申請により複数指定することは可能であり、権限付与法人が1つである必要はない。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>国土交通省ホームページで指定基準及び申請の手引きを公開している。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施は可能である。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、指定基準及び申請の手引きを国土交通省ホームページで周知していくこととする。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名: 海事局

権限付与及びそれによる事業の概要	小型船舶操縦士免許取得のための操縦試験の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の12	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の13に規定する指定の基準を満たしていること。	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>指定の基準は、試験事務の実施に関する計画が試験事務の適確な実施のために適切であること、経理的及び技術的な基礎があること、構成員の構成が試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと、試験事務が不公正になるおそれがないこととなっており、試験事務の安定性及び信頼性を維持する観点から妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>指定機関は、複数指定することが可能である。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>法制定時から現在まで、他の主体であっても指定の要件を満たせば参入できる状態であり、その旨及び申請要領を国土交通省のホームページで公表し、周知を図っている。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な申請があり、要件を満たしていると認められれば、他の主体による実施は可能である。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	<p>小型船舶操縦士の資格の試験機関としての指定は、一の法人に限って行われるものではなく、現在でも、他の主体であっても指定の要件を満たせば参入できる状態であることから、引き続き、その旨を国土交通省のホームページで公表し、周知を図る。</p>		